

令和7年度 近畿地方整備局 建設業法令遵守推進本部の活動結果

1. 端緒情報の把握

- ↳ 駆け込みホットライン
- ↳ 建設Gメン調査 等

令和6年度	令和7年度
313件	343件

2. 事実関係の確認・調査

- ↳ 報告徴収、立入検査
- ↳ 建設Gメン調査

令和6年度	令和7年度
169業者	175業者

3. 監督処分・指導・助言等

- ↳ 建設業法に基づく監督処分・行政指導
- ↳ 建設Gメン調査に基づく指導・助言

令和6年度	令和7年度
83件	149件

4. 建設業法令遵守に関する講習会

令和6年度	令和7年度
34回	31回

指導・監督の流れ

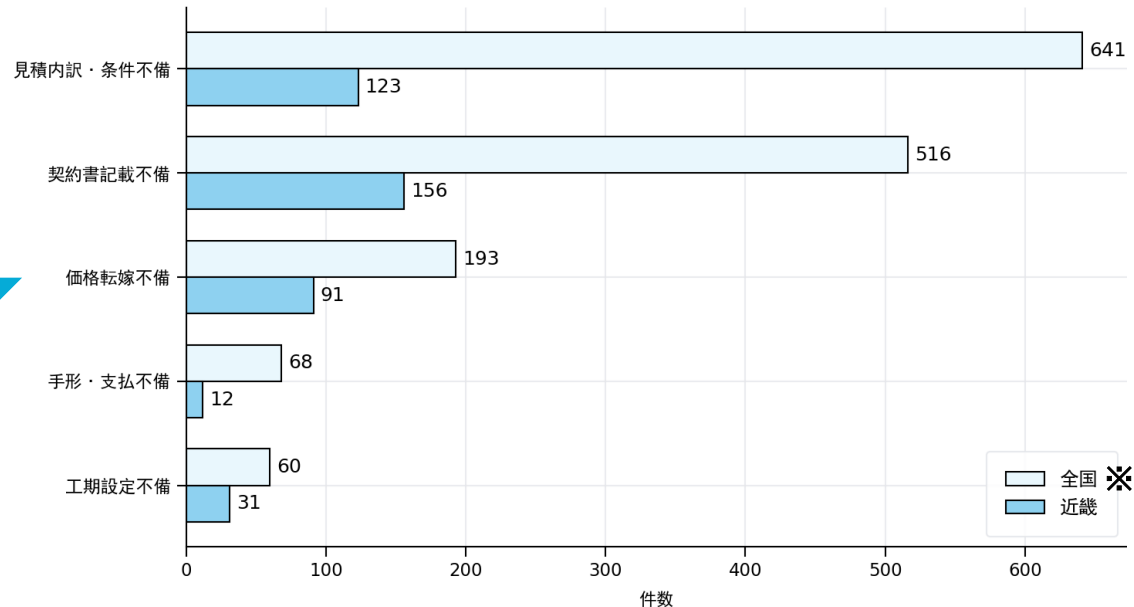
5. 監督処分・文書勧告の実施

- ↳ 令和7年度の主な事案
(独占禁止法違反、労働基準法違反、技術者不設置、無許可業者との契約 等)

	令和6年度	令和7年度
許可取消し	0業者	0業者
営業停止	9業者	5業者
指示	9業者	1業者
勧告	1業者	4業者



6. 技能者の処遇改善に関する指導の内訳



※ 全国とは8地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局を合計した数字

近畿地方整備局 建設業法令遵守推進本部

※「建設業法令遵守推進本部」とは、建設業の公正・公平な競争基盤が阻害され、適正な施工の確保が困難となるような法令違反への対応を強化するべく、平成19年に全国各地方整備局に設置されたもの。

①法令違反疑義情報の収集



駆け込みホットライン等の相談窓口において、建設業法違反の疑義情報を収集

②報告徴収及び立入検査



法令違反の疑義のある事業者に対して、報告徴収や立入検査を機動的に実施

③関係機関との連携



都道府県の建設業許可部局、厚生労働省、公正取引委員会等と連携した取り組みを推進

建設Gメン

※「建設Gメン」とは、推進本部の取り組みの一端を担い、第三次・担い手3法の趣旨に沿って、建設業の担い手の処遇改善や働き方改革を推進することを最重要目的として、請負契約に関する調査及び指導等を中心に行う国土交通省職員

【主な取組】

適正な労務費の確保



適法な契約書の締結



適正な工期の設定



適切な価格転嫁



法令遵守の推進・担い手確保の実効性確保